

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園パークセンター等設計業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園パークセンター等設計業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領及び(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園パークセンター等設計業務委託公募型簡易プロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 施設計画の考え方についての提案
 - ア 公園全体の環境や施設配置、動線、利便性を踏まえた、計画建物と周囲の環境との調和、建物の快適性・動線・利便性等に配慮した、パークセンター1・2及び日本建築のゾーニング・動線計画についての提案
 - イ パークセンター1・2について、1期・2期整備の区分、園芸博での使用(仮設部分の設置及び撤去)や、それらによる機能の加除を踏まえた、内外装の設え、設備等の整備方法等についての提案
- (2) グリーンインフラや脱炭素の考え方を取り入れた環境負荷低減及び省エネルギーの考え方についての提案
 - ア 省エネルギー化、再生可能エネルギー等の導入や、周辺の緑の環境や温熱環境を踏まえた環境負荷低減策についての提案
 - イ 「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、施設の特性を考慮した、効果的な木材の活用方法などの提案
- (3) (1)、(2)を踏まえた、コスト縮減(パークセンター1・2について)、工期厳守のための設計の考え方についての提案
 - ア 構造計画の工夫による躯体費減等に伴うイニシャルコスト縮減の考え方
 - イ その他イニシャルコスト及びランニングコストの縮減に向けた具体的方策
 - ウ 工事の遅延リスクの低減や工期短縮のための設計上の配慮の提案
- (4) 文化財特有の条件を踏まえた、文化財活用に向けた日本建築の設計の考え方についての提案

- ア 多様な活用方法を想定した改修内容の決定プロセスや復元における法令手続きにおいて想定される課題と、それに対する解決に向けた方法の考え方
 - イ 構造的補強が必要な場合の、文化財価値とコストに配慮した補強の考え方についての提案
- (5) デザイン監修者との業務の進め方についての提案
- ア 別途選定されるデザイン監修者との調整の進め方
 - イ デザイン提案を具現化する検討の進め方や、職種間にまたがる、又は施工性に影響する検討課題の取組体制
 - ウ デザイン監修業務において想定される具体的な課題とそれに対する解決に向けた方法の考え方
- (6) 業務体制についての提案

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、提案書及びヒアリングの内容とする。
- 2 参加者の所在区分により評価点を優遇するものとする。
 - 3 プロポーザルの評価にあたっては提案書をもとに行い、提案者にヒアリングを行うものとする。
申込者が5者を超える場合は提案書をもとに書類選考を実施し、最大5者にヒアリングを実施する。
 - 4 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、同点の場合は、評価委員会にて採択を行う。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第5条 プロポーザルの評価にあたっては、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園建築基本設計業務委託プロポーザル評価委員会(以下、評価委員会)を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 環境創造局政策調整部長
 - 副委員長 環境創造局みどりアップ推進部長
 - 委員 建築局公共建築部長
都市整備局担当課長(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会派遣)
環境創造局上瀬谷公園整備・公園公民連携担当部長
環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を環境創造局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
 - 6 評価委員会は非公開とする。

7 ヒアリングについては、WEB 会議形式により行うことができるものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和4年12月20日から施行する。